

あじす

2005
2/20

お知らせ版



阿知須町イメージキャラクター
「コッコちゃん」

昭和34年頃のゴルフ場建設



上は、昭和34年頃の宇部カントリークラブ阿知須コース工事写真とクラブハウス完成写真です。ゴルフ場は、昭和35年に岸元首相を迎え9ホールを仮開場、翌36年には高松宮妃殿下をお迎えして18ホール全てが開場し、当時は関西一と言われました。また阿知須ラジウム温泉の後を受けた宇部ゴルフ観光ホテルと共に、阿知須町の観光発展の一翼を担って来ました。その後、昭和41年に万年池東、昭和50年に万年池西、平成12年に江畑池の3コースがオープンしています。

平成23年には、このうちの3コースで第66回国民体育大会・山口大会の成年男子・成年女子・少年女子のゴルフ競技が開催されます。下は、現在の宇部72カントリークラブの各クラブハウスの写真です。

ゴルフ場



高年齢者雇用安定法が 改正されました

高齢者が、少なくとも年金支給開始年齢までは、意欲と能力のある限り働き続けることができる環境の整備をするため、高年齢者雇用安定法が改正されました。

65歳までの定年の引上げ、 継続雇用制度の導入などの義務化

平成18年4月1日から施行

定年の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者65歳(注1)までの安定した雇用を確保するため ①定年の引上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年の定め廃止のいずれかの措置を講じなければなりません。

(注1) この年齢は、年金(定額部分)の支給開始年齢引上げスケジュールにあわせ、平成25年4月1日までに段階的に引き上げていくものです。

- | | | |
|-----|-------------------------|-----|
| I | 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで | 62歳 |
| II | 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで | 63歳 |
| III | 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで | 64歳 |
| IV | 平成25年4月1日以降 | 65歳 |



解雇などによる高年齢離職予定者に対する 求職活動支援書の作成・交付の義務化

平成16年12月1日から施行

事業主都合の解雇などにより離職することとなっている高年齢者など(45歳以上65歳未満)が希望するときは、事業主は求職活動支援書を作成し、交付しなければなりません。

労働者の募集・採用の際、 年齢制限をする場合の理由の提示の義務化

平成16年12月1日から施行

事業主は、労働者の募集・採用をする場合に、やむを得ない理由により上限年齢(65歳未満の者に限る)を定める場合には、求職者に対してその理由を提示しなければなりません。

◆問い合わせ ハローワーク山口 (☎083-922-0043)

町産業振興課商工水産係 (☎65-4111 内223)



④問い合わせ 町総務課総務
交通係 (☎65-4111 内1
07) または宇部市消防本
部 (☎21-6111)

導を行います。

また町消防団では、この期
間中、ひとり暮らしをされて
いる高齢者家庭の防火訪問指

導を行います。

火災が起こりやすくなってい
ます。火の元には十分注意し
ましょう。

この時期、空気が乾燥し、

四件の火災が発生しました。

一斉に火災予防運動が実施さ
れます。昨年、阿知須町では

三月一日から七日まで全国

春季全国火災
予防運動

年金制度が改正されました

平成16年年金制度改正に伴い、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成17年4月1日施行）が、平成16年12月15日に公布されました。

平成17年4月から平成18年3月までの 国民年金保険料は、月額13,580円です

平成17年4月1日から施行

国民年金の保険料は、平成17年度から平成29年度まで毎年280円引き上げられる予定になっています。（引き上げ額は、今後の賃金上昇率によって変わります。）

国民年金保険料の口座振替割引制度が 拡充されます

平成17年4月1日から施行

保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます。17年度分の保険料を一括して前納すると、現金払いでは、2,890円の割引。口座振替では、3,420円（530円増）の割引となります（6か月前納も口座振替が有利です）。

現金払いでの前納は、4月に郵送されてくる納付書で4月30日（今年は5月2日）までに金融機関などの窓口での支払いが可能です。口座振替での前納は、平成17年3月31日必着で社会保険事務所への申し込みが必要となりますので、お早めにお申し込みください。口座振替日は、4月30日（今年は5月2日）です。既に口座振替で前納されている人は、届出の必要はありません。

国民年金基金の掛金と国民年金の保険料を合わせて口座振替している人は、保険料の納付を前納に変更する場合は、3月18日必着で基金へ申し込みが必要となります。

◆問い合わせ 宇部社会保険事務所（☎33-7115） 町住民課国保年金係（☎65-4111内163）

不妊治療費助成事業 の申請はお早めに

県では、平成十六年度において不妊治療を受けた夫婦で一定の要件を満たす人に対し、治療費の助成を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

※なお、申請期限が三月末日です。すでに治療を受けて治療費を支払った人については、早めに相談・申請してください。

☎問い合わせ 町健康福祉課

保健福祉係（☎65-4111内152）または宇部健康福祉センター（☎31-3200）

BCGの対象年齢などが 変更になります

結核予防法が改正され、今年の四月一日から六か月未満の乳児にBCGを直接接種するという方式が変わります。今年四月一日の時点で生後六か月以上のお子さんは、公費でのBCGの接種はできなくなりますのでご注意ください。

なお、今年三月までは、生後三か月から四歳未満の対象年齢でツベルクリン反応検査後BCG接種を公費で受けることができます。

☎問い合わせ 町健康福祉課

保健福祉係（☎65-4111内152）

3月1日～7日は 子ども予防接種週間

四月から入園・入学に備えて、必要な予防接種をすませ、病気を未然に防ぎましょう。

◇一歳になったら、まず麻しんの（はしか）の予防接種を受けましょう。

◇予防接種に関する質問は、かかりつけ医にご相談ください。

◇期間中、平日は午後六時頃から午後八時頃まで、五日（土、六日）は診療開始時間から午後五時頃まで、協力医療機関で予防接種の相談や実施します。（要予約）

※協力医療機関の確認などは、お問い合わせください。

☎問い合わせ 町健康福祉課

保健福祉係（☎65-4111内152）

ご存じですか？ 検察審査会

検察審査会は、不起訴処分
に納得ができないあなたのため
の制度です。交通事故・詐
欺・傷害事件など犯罪の被害
にあった人や、犯罪を告訴・
告発した人から、検察官の不
起訴処分を不服として、検察
審査会に申立てがあったとき
に審査を始めます。
お問い合わせや審査の申立

てについて、秘密は堅く守ら
れ、費用は一切無料です。詳
しくはお問い合わせください。
❷ 問い合わせ 山口検察審査
会事務局（山口地方裁判所
内）☎083-922-1
330

電話帳広告料金請求書 にご注意ください

NTTグループ発行の電話
帳広告料金の請求書は、NT
T西日本、NTT中国電話帳

（株）の名称が必ず明記されてい
ます。「タウンページ」「ハロ
ーページ」に掲載されている
広告の切り抜きを貼付した郵
便局・銀行の振込用紙はNT
T発行の電話帳広告料金請求
書とは全く関係ありません。
お支払の際には必ずお確かめ
ください。

少しでも不審に思ったらお
気軽にお問い合わせください。

❷ 問い合わせ タウンページ
センター ☎0120-50
6-309

知的障害者通所 授産施設が新設

山口市下小鯖に、知的障害
者授産施設「鳴滝園（分場）」
が新設され、利用者を募集し
ています。この施設は、十八
歳以上の知的障害者に対し、
一般就労を展望した職業能力
の開発と経済的な自立支援を
目的とした通所施設です。

❷ 開設予定 四月

❷ 利用対象者 十八歳以上で
療育手帳を有する者

❷ 申し込み 三月四日（金）まで
に町健康福祉課保健福祉係

へ ☎☎4111内151

❷ 問い合わせ 社会福祉法人
ほおの木会 ☎083-9
27-3838

防災行政無線の 試験放送実施

町内8か所に設置してある防災行
政無線の試験放送を
2月25日（金）午後2時
より行います。大変ご迷惑をおか
けしますが、ご理解をお願いします。

3月のごみ収集日

可燃ごみ（町内全域）月・水・金

2 4 7 9 11
14 16 18 23 25
28 30

資源・不燃ごみ（町内全域）

プラスチック製容器包装類
（毎週火曜日）

1 8 15
22 29

焼却灰・ビン類
（第1・3木曜日）

3 17

紙製容器包装類
（第2・4火曜日）

8 22

※雑誌・段ボール・新聞紙は、第2火曜日
アルミ・スチール缶、その他
（第2・4木曜日）

10 24

※ペットボトルは、第4木曜日

●ごみを出す時間

前日午後5時～当日午前7時半

●清掃センターへのごみの

直接持ち込み

毎週月～金曜日（祝祭日は休み）

●午前7時半～正午

●午後1時～2時

●問い合わせ

町生活環境課 ☎☎4111内132

町清掃センター ☎☎4953